

情報最前線

■自己負担限度額  
▼後期高齢者（長寿）医療制度に加入している方  
国民健康保険に加入している、70歳～74歳の方

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円
②	①・③・④以外の場合	56万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	31万円
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円

※世帯員全員が、市民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は、年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳未満の方

①	世帯員全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合	126万円
②	①・③以外の場合	67万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	34万円

高額医療・高額介護合算制  
度をご存じですか？

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険の被保険者全員が、1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を除いた額）を合計し、左表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されま

す。医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合は該当しません。限度額を超えた額が500円未満の場合も支給対象となりません。

■支給申請

申請先は加入している医療保険です。国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療制度以外の方には、介護保険の自己負担額証明書が必要となります。平成22年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、支給対象となる世帯に

は「お知らせ」が届きますので、その内容に従って手続きをしてください。ただし次に該当する方は「お知らせ」が届かない場合があります。支給対象になると思われる方は担当課へご相談ください。

■「お知らせ」が届かない方

- 平成21年8月1日～平成22年7月31日の間に、
- 市外から転入された方
- 医療保険が変わった方
- 医科・歯科での受診が一度もない方（柔道整復、あんま・マッサージのみの方）
- 職場などの健康保険加入者は、加入している保険者にお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課 医療係（後期高齢者医療制度について）  
TEL 0897-52-1212
- 国保係（国民健康保険について）  
TEL 0897-52-1447
- 市庁舎別館高齢介護課 介護認定給付係（介護保険について）  
TEL 0897-52-1423
- 各総合支所市民福祉課
- 市民保険係、福祉係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

交通災害共済の加入受付を行います

愛媛県市町総合事務組合による平成23年度の交通災害共済の加入受付を行います。

交通災害共済は、国内の交通事故で災害を受けた場合に

見舞金を支払う制度です。簡単に加入できて請求手続きも簡単です。ご家族そろって加入し、万一の交通事故に備えましょう。

■共済期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日（年度途中に加入された場合は、掛金を納めた翌日から開始となります）

■掛金（年間1人当たり）

- 一般 700円
- 中学生以下 300円

※年度途中に加入した場合も同額です。

■加入人数

1人1口

■加入資格

○西条市に住所登録または外国人登録をし、市内に居住している方

○西条市に居住する交通災害共済加入者の被扶養者で、市外に居住している方

■加入方法

申込用紙と掛金を持って、

最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口で加入手続きを行ってください。

■申込用紙の配布

○平成22年度の交通災害共済に加入している世帯には、世帯全員が加入できる申込用紙を送付します。（ただし、世帯の一部の方が加入している場合は、加入者のみ記載した申込用紙を送付します）

○平成22年度は未加入で、平成23年度の交通災害共済に加入を希望する方は、申込用紙を郵送しますので、担当課へご連絡ください。

■問合せ

- 市庁舎本館危機管理課 交通治安係  
TEL 0897-52-1284
- 各総合支所総務課 総務調整係

